別表十七㈢の六の記載要領第１号中「「内国法人の控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」の各欄」を「この表」に改め、「及び第６号」を削り、同第11号中「「法人税の額（別表一「10」－別表六(五の二)「7」）⑵」」を「「法人税の額（別表一「10」）－（別表六(五の二)「7」）⑵」」に改め、同第13号から第15号までを削り、同第16号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の３第４項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（令和２年旧特別措置法第33条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表十七（三の六）付表において同じ。）の規定の適用を受ける場合」を削り、同号を同第13号とする。

別表十七㈢の六付表の表を次のように改める。